

川西市建設工事競争入札に関する公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が施行する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の競争入札又は随意契約に係る入札結果等を市民に公表することにより、公正な入札及び契約の執行を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 公表の対象は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)及び同法施行令(平成13年政令第34号。以下「施行令」という。)に定めるものを除くほか、設計金額130万円以上の建設工事とする。

(公表の範囲)

第3条 公表の範囲は、法及び施行令に定めるもの及び次のとおりとする。

(1) 予定価格

(2) 最低制限価格

2 前項に掲げる公表範囲のうち、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があり、市長が公表することが不適切であると判断した場合には、その一部又は全部を公表しないことができるものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 一般競争入札に係る入札結果等の公表については、「入札結果等一覧表」により入札(開札)執行日の翌営業日から当該年度末まで、総務部契約検査課(以下「契約検査課」)及び市ホームページにおいて閲覧に供する。

2 一般競争入札に係る予定価格等の公表については、契約検査課及び市ホームページにおいて次のとおり閲覧に供する。

(1) 第3条第1項第1号に規定する予定価格

「入札公告」により公告の日から開札執行日まで

(2) 第3条第1項第2号に規定する最低制限価格

「入札結果等一覧表」により開札執行日の翌営業日から当該年度末まで

3 指名競争入札に係る指名業者名の公表については、「入札結果等一覧表」により開札執行日の翌営業日から当該年度末まで、契約検査課及び市ホームページにおいて閲覧に供する。

4 指名競争入札に係る予定価格等の公表については、契約検査課及び市ホームページにおいて次のとおり閲覧に供する。

(1) 第3条第1項第1号に規定する予定価格

「入札にかかる予定価格の公表」により入札通知の日から開札執行日まで

(2) 第3条第1項第2号に規定する最低制限価格

「入札結果等一覧表」により開札執行日の翌営業日から当該年度末まで

- 5 第2項及び前項の閲覧期間に関し、市長が特に必要と認めた場合には、これを翌年度末まで延長することができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、請求があったときは、前条に定める公表範囲内において入札結果表を閲覧に供する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
(川西市の競争入札に関する公表要綱の廃止)
- 2 川西市の競争入札に関する公表要綱(平成11年川西市告示第60号)は、廃止する。

付 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成16年8月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。